

精神科一次救急診療所の開設時間の延長について

1. 精神科一次救急診療所の概要

○平成20年7月から大阪市こころの健康センター内に精神科一次救急診療所を設置

- ・目的 : 休日・夜間に入院は要しないが速やかに医療を必要とする精神障がい者等に対して、適切な診療を行う
- ・対象者 : 休日・夜間に精神疾患の急激な発症、増悪などのため救急医療を必要とし、このシステムを利用しなければ、適切な医療を受けられない精神障がい者等を対象とし、おおさか精神科救急医療情報センター又はおおさか精神科救急ダイヤルから紹介された者
- ・委託先 : (公社)大阪精神科診療所協会
- ・診療体制 : 精神科医師1名、看護師又は精神保健福祉士2名 (計:3名体制)

2. 開設時間の延長について

○令和2年度から開設時間を延長

(～令和2年3月31日)

平日・土曜 : 20時～23時30分

日祝年末年始 : 10時～16時30分

(令和2年4月1日～)

平日・土曜 : 20時～23時30分

日祝年末年始 : 10時～23時30分[←7時間延長]

大阪府の精神科救急医療システム (概要図)

【大阪府・大阪市・堺市 三者による共同運営】

